

流山市法定外公共物管理条例

(目的)

**第1条** この条例は、法定外公共物の管理に関し必要な事項を定めることにより、その適正な使用を図り、もって公共の安全に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「法定外公共物」とは、市が所有権、地上権その他の権原に基づき管理するもので、次に掲げるものをいう。

(1) 現に公共の用に供されている道路、河川、水路、ため池等のうち、道路法（昭和27年法律第180号）、河川法（昭和39年法律第167号）又は下水道法（昭和33年法律第79号）の適用若しくは準用を受けないもの（これらと一体となって効用を全うする工作物、物件及び施設を含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか、一般交通の用に供する通路、橋その他の工作物、物件及び施設

(禁止行為)

**第3条** 何人も、法定外公共物に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 法定外公共物を損傷し、又は汚損すること。

(2) 法定外公共物に土石、竹木、ごみ、毒物その他これらに類するものを投棄し、又は故意にたい積すること。

(3) 法定外公共物を不法に占有し、その管理に支障を及ぼすこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(工事等の承認)

**第4条** 法定外公共物に関する工事又は法定外公共物の維持（以下「工事等」という。）をしようとする者は、市長の承認を受けなければならない。ただし、法定外公共物の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他法定外公共物の構造に影響を与えない法定外公共物の維持については、この限りでない。

2 前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、法定外公共物の管理上必要があると認めるときは、第1項の承認に条件を付することができる。

4 市長は、第2項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る工事等が法定外公共物の管理上支障があると認めるときは、第1項の承認をしないことができる。

5 前各項の規定は、第1項の承認を受けた者が当該承認を受けた事項を変更しようとする場合について準用する。

(工事等の確認)

**第5条** 前条第1項の承認（以下「工事等の承認」という。）を受けた者は、当該承認に係る工事等を完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該工事等がその承認の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により、工事等の承認の内容に適合していない旨の通知を受けた者は、当該承認の内容に適合するために必要な措置を講じなければならない。

(占用の許可)

**第6条** 法定外公共物に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設（以下「工作物等」という。）を設け、当該法定外公共物を継続して使用（以下「占用」という。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 電柱、電線、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

(2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

(3) アーケード、商品置場その他これらに類する施設

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの

2 前項に規定する許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、法定外公共物の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

4 前各項の規定は、第1項の許可を受けた者が当該許可を受けた事項を変更しようとする場合について準用する。

(国の特例)

**第7条** 国が前条第1項に規定する占用をしようとするときは、同項の許可に代えてあらかじめ市長に協議しなければならない。

(占用許可の期間)

**第8条** 第6条第1項の許可（以下「占用許可」という。）の期間は、5年以内で市長が定める期

間とする。ただし、長期にわたり工作物等を設置することが必要と認められる場合にあっては、10年以内で市長が定める期間とすることができる。

(占有許可の更新)

**第9条** 占有許可を受けた者（以下「占有者」という。）は、引き続き法定外公共物において占有をしようとするときは、前条の期間の満了の日の1か月前までに、許可の更新の申請をしなければならない。

(権利の譲渡等)

**第10条** 占有者は、占有許可に基づく権利を他人に譲渡し、貸付けをし、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の承認を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(承継)

**第11条** 占有者について相続、合併又は分割（占有許可に係る工作物等を承継させる者に限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該占有許可に係る工作物等を承継した法人は、当該占有者の地位を承継する。

2 前項の規定により占有者の地位を承継した者は、速やかに市長に届け出なければならない。

(工作物等の管理)

**第12条** 占有者は、法定外公共物の管理に支障を及ぼさないよう占有許可に係る工作物等を常に良好な状態に管理しなければならない。

(占有料)

**第13条** 占有者は、占有許可を受けた日から1か月以内に占有料を納めなければならない。

2 前項の占有料の額は、流山市占有料条例（平成13年流山市条例第19号）別表に規定する額を同条例第3条の規定の例により算定して得た額とする。

(占有料の減免)

**第14条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占有料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 法令で規定する国等の行う事業であるとき。
- (2) 公共の利益となる事業のため占有するとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の事由があると認めるとき。

(占有料の還付)

**第15条** 既納の占用料は還付しない。ただし、市長は必要があると認めるときは、当該占用料の全部又は一部の還付をすることができる。

2 前項ただし書の規定による占用料の還付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(占用の廃止及び原状回復)

**第16条** 占有者は、法定外公共物の占用を終了し、又は廃止しようとするときは、速やかに当該許可に係る工作物等を除却し、法定外公共物を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復をする必要がないと認めるものについては、この限りでない。

2 占有者は、前項の規定により工作物等を除却し、法定外公共物を原状に回復したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(損害賠償)

**第17条** 法定外公共物を滅失し、又は損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(他人の土地への立入り)

**第18条** 市長又は市長の委任を受けた者は、法定外公共物に関する調査、測量又は工事等のため必要があるときは、他人の土地に立ち入ることができる。

2 市長は、前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を書面により通知するものとする。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、当該土地が宅地又は垣、さく等で囲まれた土地であるときは、立入りの際、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を告げなければならない。ただし、あらかじめ告げることが困難であるときは、この限りでない。

4 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(監督処分)

**第19条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、工事等の承認を受けた者又は占有者に対して、当該承認又は許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は工事若しくは行為の中止、法定外公共物に存する工作物等の改築、移転、除却若しくは当該工作物等により生ずべき損害を予防するために必要な施設を設置すること若しくは法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反しているとき。
  - (2) 工事等の承認又は占用許可に付した条件に違反しているとき。
  - (3) 詐欺その他不正な手段により、工事等の承認又は占用許可等を受けたとき。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、工事等の承認を受けた者又は占用者に対し前項に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。
- (1) 法定外公共物に関する市の工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
  - (2) 法定外公共物の管理に著しい支障が生じたとき。
  - (3) 前各号に定めるもののほか、法定外公共物の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- 3 市長は、前各項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずるべき者を確知することができないときは、当該措置を自ら行うことができる。この場合において、相当の期限を定めて、その者が当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは市長が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告するものとする。
- 4 前項の必要な措置に要した費用は、同項に規定する当該措置を命ずるべき者の負担とする。
- (監督処分に伴う損失の補償)

**第20条** 市長は、前条第2項第2号又は第3号に該当することにより、同項の規定による処分又は命令をしたときは、当該処分又は命令によって工事等の承認を受けた者又は占用者が通常受けるべき損失を補償するものとする。

(委任)

**第21条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

**第22条** 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条の規定に違反した行為をした者
- (2) 第4条第1項に違反して工事等を行った者
- (3) 第6条第1項又は第9条の規定に違反して法定外公共物の占用をした者
- (4) 第19条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者

**第23条** 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。